

受付番号
(税関記入欄)登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号—13

平成 年 月 日	照 会 者 の 住所、氏名・印			輸入者符号	
	代 理 人 の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
下記貨物の □関税率表適用上の所属区分 □内国消費税等の適用区分及び税率	□関税率 □他法令	□統計品目番号 について照会します	製造地 製造者		
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入予 定官署	
照会貨物	□到着 □未到着	参考資料	写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)	
				類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号及びその年月)	
照会貨物の説明(製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)					
関税率表適用上の所属区分等に関する意見(□有 □無)					
続	補足説明書	提出	枚		

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ <u>注意事項</u> 参照）		
⑤ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ	
⑥ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受け取りを希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。	
※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm		
⑦ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否	
非公開理由	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなつた場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C第1000号—13）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本及び追加的な資料の提出並びに追加的な説明を要することなく、関税定率法別表及び輸入統計品目表の一の細分について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄に「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ (通知)

(照会者名) (敬称) から、平成____年____月____日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る関税率表の適用区分等についての照会につきましては、照会内容が具体的であること等から、文書による照会に準じた取扱いに切り替えましたので、お知らせします。

税関 業務部
(首席) 関税鑑査官

(印)

連絡事項 :

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
(電子メールによる事前教示回答書兼用)

(照会者名) (敬称) から、平成 年 月 日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る関税率表の適用区分等についての照会につきましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本又は追加資料の提出が必要。
- 関税率法別表及び輸入統計品目表の一の細分について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
(首席) 関税鑑査官

印

上記照会貨物の関税率表の適用区分等について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば (問い合わせ先) までお問い合わせください。

関税率表上の適用区分及び統計品目番号

関税率

内国消費税及びその税率

参考（他法令）

通信欄

● 注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」(C 第 1000 号)を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではありません。
3. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
4. この回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎませんので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。
5. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。

(規格 A4)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書(原産地照会用)

税関様式C 第1000号—16

平成 年 月 日 殿	照会者の 住所、氏名・印	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
	代理人の 住所、氏名・印	

下記貨物の WTO協定 経済連携協定 () 特恵 その他 ()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 銘柄 型番		製造地 製造者		輸入予 定官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図面・カタログ・説明書・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号及びその年月)		

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

原産地認定に関する意見(□有 無)

続	補足説明書	提出	枚
---	-------	----	---

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ <u>注意事項</u> 参照）		
⑤ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）	はい・いいえ	
⑥ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受け取りを希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。	
※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm		
⑦ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否	
非公開理由	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
 - この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
 - 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
 - インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C第1000号—16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本及び追加的な資料の提出並びに追加的な説明を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合は除きます。
 - 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
 - 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

平成 年 月 日

受付番号
(税関記入欄)インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）

(照会者名) (敬称) から、平成 年 月 日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る原産地についての照会につきましては、
照会内容が具体的であること等から、文書による照会に準じた取扱いに切り替えましたので、お知らせします。

税関 業務部
原産地調査官

印

連絡事項 :

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
(電子メールによる事前教示回答書兼用) (原産地回答用)

(照会者名) (敬称)から、平成____年____月____日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切り替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本又は追加資料の提出が必要。
- 一の原産地について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
原産地調査官

(印)

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載しております注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば (問い合わせ先)
までお問い合わせください。

原産地

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」(C 第 1000 号-2) を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることができます。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。